ウフェ支配下の統治的結社と統合的革命

はじめに

完全独立を目前に控えた1959年のコートジボワール立法議会選挙で全議席を獲得したことにより、PDCIの事実上の一党制が確立された。さらに、これと並行して進められた党内左派勢力の一掃により、PDCIではウフェの支配体制が確立された。ウフェは独立直後の選挙で初代大統領として当選を果たしたのち、1993年12月に公称88歳で死亡するまで引き続き大統領の座につき続け、実に33年間にわたる長期支配を続けた。

「安定と発展の代名詞」との評価を勝ちえたこの時期のコートジボワールにおいて、ウフェがいかなる諸条件によって安定的な統治を行いえたのかが本章の焦点である。本章での議論の前提となるのは第3章での議論である。第3章では、植民地期コートジボワールにおける一党制確立過程が、「下から」の統合の積み上げの結果というよりは、植民地当局との連携のもとに勢力を着実に伸張させた PDCI に対して、ほかの政治勢力が政界での生き残りをかけて合流していく過程を経て進行していったことを明らかにした。そのことは、一党制確立過程が政治エリート層における「上から」の統合の動きであり、各地域が育んできた政治意識は十分に調整されないまま一党制という前景の背後に隠れることとなったことを意味した。すなわちこれは、エリートのレベルで一定の政治統合が実現された一方、社会のレベルにおける統合は十分に確立されていない状態として図式化できるものである。このことはさらに、国民意識のレベルでの統合は独立の時点で十分に確立されていなかったことも意味するだろう。いわば、独立時のコートジボワールにおけ

る国民意識とは、ファノンがいうような、「民衆全体がその胸にふかく秘めた願望の整然たる結晶でもなく、民衆動員の生み出す最も具体的直接的成果でもなく、所詮は単なる内容空疎な、脆弱な、大ざっぱな一形態にとどまる」ものであったといえるであろう(ファノン1996,143)。

エリート・レベルでの政治統合しか確立されていなかったコートジボワールが、なぜ深刻な社会的亀裂を表面化させることなく、30年近くにわたって政治的な安定を続けることができたのだろうか。この問いをウフェの支配体制の検討を通じて解明するのが本章の目的である。以下本章では、第1節から第3節までで統治階層内の問題を扱う。順次、ウフェのもとでの「個人支配体制」の様子を確認し(第1節)、そのような統治を支えた諸条件を検討(第2節)するとともに、ウフェを事実上のリーダーとする統治的結社である PDCI がいかなる位置づけと役割にあったかを分析し、この時期に PDCI が果たしていた統治的結社としての位置づけと役割を考察する(第3節)。本章後半にあたる第4節では、コートジボワール社会に対するウフェの態度を検討する。具体的には、コートジボワールの国家形成に深くかかわる「統合的革命」の課題に関し、ウフェが抱いていた見解と実際の対応を考察する(第4節)。

第1節 個人支配体制としてのウフェ支配

1960年8月7日の独立宣言ののち、同年11月3日にコートジボワール共和国憲法⁽¹⁾が制定された。同年11月27日の総選挙によってウフェが大統領に選出され、PDCIも1959年に続いて再び国民議会の全議席を獲得した。第1共和制憲法は複数政党制の可能性を排除しないものだった⁽²⁾が、実際には刑法や選挙法などによって厳しい制限が課されており、PDCI以外の政党結成は事実上禁止されていた。これ以来1990年の民主化まで総選挙は5年ごと(1965年、1970年、1975年、1980年、1985年)に実施されたが、いずれもウフェ

が大統領に当選し、PDCI が国民議会の全議席を獲得した⁽³⁾。

ウフェ政権がいわゆる新家産制に該当する諸特徴を備えたものであること は、コートジボワール政治史研究ならびにアフリカ諸国を対象とする比較政 治研究において広く指摘されてきた (Fauré 1989, 69; Médard 1982, 75; Crook 1989; Bratton and van de Walle 1997, 66) (4)。 ここでは、コートジボワール政治史 研究者であるメダールが提示している「政治的パトロネージ」(patronage politique) の概念を参照して、ウフェ政権の新家産制的特質をとらえておく ことにする。

メダールは、1950年代の PDCI の政治的支配のプロセスはパトロネージに 依拠したマシーン政治のモデルで理解できるとしたゾルバーク(Aristide R. Zolberg) の指摘と、独立後のコートジボワールにおいて公権力との結びつき が富を約束するという「分配政治」が観察されるとしたコーエン(Michael A. Cohen) の議論をふまえて、ウフェ政権の重要な特質のひとつとして「政 治的パトロネージ」を挙げる (Médard 1982, 75-77, 以下の引用も同箇所)。メ ダールによれば、この政治的パトロネージとは「個別利害に基づいて行われ る、政治的支持に対する公的資源の配分」であり、具体的には「公的財産を 管理し、配分する権限をもつ者による政治的なえこひいき」(favoritisme) お よび「敵対的エリートの懐柔」(cooptation)がこれにあたる。またこのよう な政治実践は、公と私の区別の消失、公的な官職や権限などといった政治的 資源の経済的資源への転化、公的関係を属人化する (personaliser) こととい った現象を含みこむ。こういった点をとらえてメダールは「公的資源の家産 制的な運用 | と呼ぶ(5)。

以上の指摘を手かがりにして本章では、新家産制という概念があてられる ことの多いウフェの支配体制を、「唯一党 PDCI および国家というフォーマ ルな統治機構の内部に、ウフェという個人支配者を頂点とするパトロンーク ライアント関係が緊密に張り巡らされ、実質的な組織運営原理として機能し ている体制」としてさしあたり定義しておく。

この体制下でのウフェによる支配のあり方については、ジャクソンとロズ

バークがその特徴を的確にとらえている(Jackson and Rosberg 1982, 145-152。以下の引用も同箇所)。それによれば、「コートジボワールの政府は実質的にただ一人の男、"御大"フェリクス・ウフェ=ボワニの政府」である。国民議会は「政令や通達の自動追認装置」であり、政府は異なる政治的意見を調整して得られた合意を法や政策として具体化する場というよりは「単なる統治者の手先(agency)」にすぎない。政府高官の多くは独自の政治的資源をもたない、ウフェに個人的に従属したテクノクラート官僚であり、植民地期からの党の古参活動家も「ポストと役得については完全にウフェに頼るのみのクライアント階層」と化しているとされる。

ウフェの個人支配は、1963年の2度にわたる党内急進分子の大量粛清を経て確立したことがよく知られている⁽⁶⁾。順調な経済成長を背景に国家財政は豊かであり、国家官僚機構、地方行政機構が整備され、各種の国営企業も続々と設立された。ここで大量に生み出された公的なポストこそ、地位、俸給、諸手当、腐敗行為を含む各種の役得を約束する政治的パトロネージの原管であった。

これら高位のポストに関するウフェの掌握ぶりは、長年重要ポストについていたベディエ(当時は経済財政相、のちの大統領)、M・ジャワラ(Mohamed Diawara、計画相)、A・ウシェール(Assouan Usher、外相)、A・サワドゴ(Abdoulaye Sawadogo、農相)ら4人の若手有力者を解任した1977年7月の内閣改造に端的な例をみることができる $^{(7)}$ 。この解任劇の背景としては、国家機構の肥大化にともない、ウフェの目の届かないところで形成され始めていた派閥対立——フォーレの表現に則ればクライアンテリスム構造の「分節化」(segmentation)の進行(Fauré 1989、70) ——に対する歯止めと党内引き締めがあったとされる。党内実力者ですらあっさりと解任してしまえるウフェの君臨ぶりを物語る例である。

このようにウフェの統治は、制度上の最高権限の独占(大統領と唯一党の 最高責任者)、莫大な個人資産、フランスからの政治的支援などを源泉とし た強い影響力と、台頭する党内若手幹部の政治力を削ぐ政治術に立脚したも のであったと整理できる。

第2節 ウフェの統治を支えた条件

強権的な統治が反発者を生み出し、体制の安定性を損なうケースは往々に してみられるが、ウフェはそのような脅威にいかに対処することで長期政権 を維持してきたのだろうか。先行研究は、ウフェの長期にわたる個人支配は 大きく以下の4つの条件によって保たれていたことを指摘している。

第1に、フォーレとメダール(Fauré et Médard 1982)が「国家ブルジョワ ジー | (bourgeoisie d'État) という概念で提唱したとおり、コートジボワール の国家運営に参画した支配層は、高等教育を受けテクノクラートとして官界 入りした. もっぱら高級官僚であることにのみ社会経済的基盤を有する者た ちであった(8)。彼らは、地域、特定産業、社会階層といった独自の政治的基 盤をもたなかったため、ウフェの信任を失い高官の座を追われることが、直 ちに決定的な社会的失墜を意味した。

コートジボワールのような多元社会においては、民族ないしエスニシティ が政治的基盤の重要な源泉となりうることが想定されるが、ウフェ時代には 「エスニシティはまったく低い程度しか政治的に動員されなかった」(Crook 1989, 213) との指摘がある。また、特定地域に独自の政治的地盤をもつ、い わゆる地域ボスも登場しなかった。一党制期の国家機構において地域代表の 性格をもちうるポストとしては、県知事(préfet)および準県知事⁽⁹⁾(souspréfet) と国民議会議員があったが、いずれも PDCI の中央が人選の権限を 握っていた。県知事・準県知事は政府の代理人として地方に送りこまれる中 央省庁の高級官僚であり、赴任地域に必ずしも独自の地盤を有しているわけ ではなく、任期が終われば別のポストに転任した。国民議会議員については、 各選挙区に該当する準県レベルの党務をとり仕切る準県支部長(Secrétaire général de sous-section)の推薦を受けて、党幹事長が認定するという手続き

がとられていたが、そもそも党幹事長は準県支部長の実質的な任免権を有していたので、国民議会議員の選定も事実上、党中央によって掌握されていたことになる⁽¹⁰⁾。もちろん、これら地方関係ポストの人選に際してシンボル的にエスニシティが考慮されたことは当然だが、これら「地方代表」が各々の地域と特別の関係を結ぶことは希だった⁽¹¹⁾。彼らの地位はあくまで一党制国家の中枢部の人事ルールによって一元的に決定されていたのである⁽¹²⁾。

第2の条件は、第1点とも深く関連することだが、突出した行動をとったりウフェに反抗したりしないかぎり、ポストは一定程度保証されていたことである。もちろん潜在的な挑戦者に対する弾圧は熾烈であったが¹³、総体的にみれば「コートジボワールの政治的エリートは、おそらく、アフリカで最も長きにわたって仕え(long-serving)、最も安定していた」(Crook 1989, 212)といえる。大統領在職33年というウフェを筆頭に、閣僚にも、在職31年(1958~1989年)のA・ドニーズ(SAA 創設幹部の一人)、同じく24年(1965~1989年)のM・エクラ(Mathieu Ekra)の長期在任の例がある。P・ヤセ(Philippe Yacé)も21年間(1959~1980年)にわたって PDCI 幹事長を務めた。これら古参活動家ばかりでなく、より若い世代も10年以上にわたって閣僚を務めていることは、上述のベディエら4閣僚の例が端的に示している。1957年から1981年のあいだに組織された13の内閣を対象としたバカリーの研究によれば、閣僚の平均在職期間は7年6カ月の長きにわたったという(Bakary 1984, 44)。

ちなみに、長期在職との関連では「復権」と「懐柔」という政治実践が重要である。ウフェは粛清や解任によって遠ざけた幹部を、一定期間を置いてから重要ポストに登用する手法を好んで用いてきた。1963年の粛清によって死刑判決を受けた幹部党員が1970年代に入って相次いで復権されたこと⁶⁴⁴や、1977年に閣僚から解任されたベディエが3年後に国民議会議長として再び重用されたことに代表例をみることができる。これは、強力な人事権を使って支配層内部で台頭してきた潜在的な挑戦者の野心を挫き、「忠実な僕」として体制内化する政治術である。またこの振る舞いは、「罰し、やがて赦す国

父」というウフェ自身が好んだ父権主義的な統治者イメージを補強するもの でもあり、統治の根幹にかかわる手法といえる。

第3の条件は前段で最後にふれた点と関連するもので、ウフェがさまざま な手段を使って個人支配者としての正統性を確立し、維持するのに成功した ことである。これは「カリスマ」という表現でしばしば言及される側面のこ とで、支配階層以外の国民からいかにして自らの統治に対する同意をとりつ けていたかという論点にかかわる。ウフェが国民の代表から直接質問を受け つけ、あらゆる論点にわたって持論を開陳するという一大政治イベントであ る「対話 | (dialogue). 陳情に対する直接の応接. 国民の不満が高まってい るとみるや、「人民の代弁者」として政府や党の高官に激烈な批判を加える ことなども、父権主義的な統治者イメージを補強するウフェの重要な政治術 であった。

また、経済成長を担保とした公的部門での雇用創出、大規模な地域開発プ ロジェクトを通した地方への分配. 農産物価格安定支持公庫(CAISTAB)に よる輸出作物の生産者への買いとり価格の保証、初等教育の拡充®などによ る再分配政策も重要である。こういった手法や政策は、国民から正統性をと りつけるうえで大きな役割を果たしたとされる (Jackson and Rosberg 1982, 149–150; Médard 1982, 77–81)

もちろん、こういったウフェの統治スタイルと、33年にわたるウフェ統治 期の政治情勢が安定していたことを直接の因果関係で結ぶことには慎重であ らねばならない。以上に整理してきたようなウフェ側からの働きかけが、ど の程度国民に認知、受容され、ウフェに対する支持を直接に生み出していた かを実証的に検証することは難しいからである。それでもなお、「父権主義 体制 | (régime paterniste, Médard 1982, 62) や「慈善的権威主義 | (benevolant authoritarianism, Mundt 1997, 185) といったウフェ政権に対する評価にみられ るように、多くの研究者がウフェによる統治の性格を「人気」や「カリス マ」などに言及しながら記述してきたのは、ウフェ政権の独裁政権としての 独特な性格によるものといえる。ウフェには、労働組合や学生組織などの中

間結社をことごとく官製団体に一元化して飼い慣らし、自由な政治活動や言論を認めない体制を意図的につくり上げたこと、さらに国家元首に対する批判的な言動が容赦なく封殺されたこと¹⁶⁶など、独裁者としてのウフェの猛々しい相貌を浮かび上がらせる行動も多い。他方、ウフェ政権期のコートジボワールがけっして警察国家的な体制を敷かなかったこともまた事実である(Médard 1982, 61)。さらに国民との直接対話や社会経済的な分配を熱心に行ったウフェは、血にまみれたエピソードで彩られた同時代のアフリカの独裁者¹⁶⁷とはどこか異なる印象を抱かせうるものであった。すなわちウフェの統治スタイルにはヤヌス的な二面性が認められるのであり、この二面性の説明の難しさが、「人気」や「カリスマ」といったキャッチワードが記述概念として頻繁に利用されてきたことの背景をなしてきたと考えられる。

最後に、ウフェの個人支配を支えた第4の条件は、同盟国としてのフラン スの存在である。1958年から1960年にかけて段階的に進められた脱植民地化 のあと、旧フランス領アフリカ植民地にはいくつもの親仏政権が樹立された。 よく知られているとおり、ウフェ時代のコートジボワールはこれら親仏政権 のなかでもフランスと最も親密な関係を結んだ国だったが、ウフェ政権の安 定的存続という面から最も重要なのは、フランスが提供した軍事的保護であ る。この当時からフランスは、アフリカの親仏政権が打倒されるおそれがあ るときは軍事的に介入して政権を支援する政策をとっていたが、これは当然 ながら最も重要な同盟国であるコートジボワールにも適用されうるものだっ た[®]。中心都市アビジャンの喉元に位置するポール・ブエ(Port Bouët,国際 空港の隣接地でもある) に常駐したフランス海兵隊は、コートジボワール国 軍よりも重要な「ウフェの警護隊」であった。ウフェは独立当時よく訓練さ れていたとされる国軍を徐々に軍事的任務から遠ざけ、文民行政官と同等に 扱うようになった¹⁰。軍隊の弱体化はクーデタを避けるために意図的に追求 された方針とみることができるが、このことは治安維持に関するフランス軍 への依存を端的に物語っている。

以上のことから、ウフェの支配体制の特徴としてここでは「裾野の広さ」

という概念を挙げておきたい。ウフェは支配階層内部に緊密な政治的パトロ ネージを張り巡らしただけでなく。イメージ戦略や雇用や所得の分配といっ たかたちで支配階層の外側にいる一般国民に働きかけることにも余念がなか ったからである。またもうひとつの特徴として、自国の軍隊にではなく、フ ランスの軍事的支援に依存するという.「保護された|側面が見逃せない²⁰。 「フランサフリック | (Francafrique) 型とも俗称される. 脱植民地化後も温存さ れた植民地帝国という観点を入れた場合、この帝国構造そのものが打倒され ないかぎりウフェ政権の崩壊は考えにくかったという事実を押さえておく必 要がある。

第3節 一党制下における PDCI の特質

ではこのようなウフェ支配体制において、統治的結社である PDCI はどの ような役割を果たしてきたであろうか。つぎにこの点を考察していくことに したい。メダールはウフェ支配体制を、ウフェが特権的に権力を集中させた 大統領支配体制 (présidentialisme) だと位置づけたうえで、この体制におい ては、極度の権限集中からくる政治的意思決定の遅滞を避けるために、権限 をどこにどの程度分散するかが重要な問題になったと指摘する™。そのうえ で、「党 [PDCI のこと――引用者注] のもつ機能のひとつは、国土全体を 覆う構造的な分離 (dédoublement structurel) によって、大統領による統制を 促進することにある。「中略」唯一党は大統領支配体制を補完する。唯一党 は大統領支配体制の道具のひとつである | と述べる (Médard 1982, 64)。ここ でメダールが強調しているのは、大統領でありかつ唯一党のリーダーである ウフェが、行政機構と党機構という、全国に張り巡らされ、かつ「構造的に 分離 | された2系列の組織をもったおかげで、権力を特定の機構に集中させ ず、分散させることに成功したという見方である。

「構造的分離」の具体例としては、PDCIの意思決定機関である政治局と、

地方党務にあたる党の県支部・準県支部が、それぞれ中央官庁と県知事・準県知事に対応するかたちで置かれ、テクノクラートの動きを監視する機能を果たしていたことが挙げられる。また PDCI は、地方名士や財界人といった社会階層から幹部をリクルートすることが可能な機構であり、統治エリートの出身社会階層を多様化することで、高学歴のテクノクラート層が突出した影響力を行使することのないよう抑制する機能を果たしてもいたとされる (Médard 1982, 64-65)。

これらの指摘は一見、党が国家に対して上位にあったことをうかがわせるものであるが、ウフェは党組織に対しても、影響力があまり強化されすぎないよう統制を加えてきた。1980年に実施された政治局の定員の大幅な削減(71人から30人へ)や、支部党員の選挙によって準県支部幹事長を選出する方式の導入(それまでは党幹事長による指名制)はその代表的な例である(これらについてはのちに再びふれる)。ウフェがこのような刷新を断行できた背景には、カリスマ的な指導者として国民を自ら動員できる能力をもつ、ウフェの指導者としての特質があったことは見逃せない。ウフェは卓越した地位の高みに立って、国家機構と党機構という2つの系列から、潜在的なエリートをリクルートし、国家運営にかかわる諸権限を分担させると同時に、これら2つの機構のどちらかが突出した権限をもたないよう相互抑制的な機能をもたせつつ運営した。党機構と国家機構のどちらか一方に過度に依存せず、権限や要員が重複した状態で併存させることが、支配体制の維持にとって核心的な重要性をもっていたという解釈は説得的なものである。

つぎに、一党制期の PDCI の党としての性格を選挙との関係から明らかに しておきたい。コートジボワールの国会である国民議会の議員選挙は1960年 の独立以来 5 年おきに実施されてきた。一党制期に実施された計 6 回の選挙 では、立候補者、そして当然ながら当選者もすべて PDCI であった。したが って、国民議会のあり方は党のあり方に直接かかわる。

1960年から1975年までの4回の選挙では、あらかじめ党中央が全国を1選挙区として全候補者を網羅した拘束名簿を作成し、有権者はこれに対して賛

表4-1 コートジボワールの選挙制度(国民議会)の変遷

選挙年	体制	議席数	選挙区数		_	ᅷᇩᅷ	当選条件
			数	内訳		立候補方式	ヨ 選宋計
1960	一党制	70	1	全国区		拘束名簿式	最多票獲得
1965	一党制	85	1	全国区		同上	同上
1970	一党制	100	1	全国区		同上	同上
1975	一党制	120	1	全国区		同上	同上
1980	一党制	147	126	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数4)	107 18 1	複数の立候補 者を認める。 中選挙区は拘 東名簿式。	第1回投票で有効投票数 の過半数獲得。この条件 を満たさない場合は、す べての候補者が参加する 第2回投票を実施し、最 多得票者(名簿)が当選、 中選挙区は、当選名簿が 議席を総取り。
1985	一党制	175	143	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数3) (定数6)	116 25 1 1	同上	最多得票者(名簿) 中選挙区は、当選名簿が 議席を総取り。
1990	複数 政党制	175	157	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数5)	142 14 1	同上	同上
1995	複数 政党制	175	158	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数4)	143 14 1	同上	同上
2000	複数 政党制	225	174	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数3) (定数4) (定数5)	133 36 2 1 2	同上	同上

(出所) 以下の資料をもとに筆者作成。議席数・立候補方式・当選条件に関しては、以下の選 挙法原典に基づく。Loi 60-358 du 7 novembre 1960 (JORCI 1960, 1295-1300); Loi 65-367 du 15 octobre 1965 (JORCI 1965, 1106); Loi 70-632 du 5 novembre 1970 (JORCI 1970, 1808); Loi 80-1039 du 1^{er} septembre 1980 (JORCI 1980, 1006-1012); Loi 85-1074 du 12 octobre 1985 (JORCI 1985, 470-475); Loi 90-1392 du 30 octobre 1990 (JORCI 1990, 372); Loi 94-642 du 13 décembre 1994 (JORCI 1994, 1027-1036); Loi 2000-514 du 1er août 2000 (選挙管理委員会ホームページ よりダウンロード)。1975年については選挙法を確認できなかったので、Fraternité Matin, 20 novembre 1975, 11-14を参考にした。選挙区数と各選挙区の定数については、Décret 85-1079 du 14 octobre 1985 (JORCI 1985, 477-481), Décret 90-1395 du 31 octobre 1990 (JORCI 1990, 373-379) のほか、Fraternité Matin, 7 novembre 1980, 24および28 novembre 1995, 9-13と選挙管 理委員会ホームページ (www.cne.ci 2001年1月12~16日にダウンロード) を参考にした。

否の票を投ずるという事実上の信任投票のかたちをとっていた(表4-1参照)。 投票は大統領選挙と同じ日に実施され、大統領と同じく、ほぼ国民の「全員 一致」に近い得票率で当選を果たした²⁴。PDCI は国民議会選挙を通じて 5 年に1度、有権者のほとんどを動員して支持を表明させ、国内外に一党支配 の「正統性」を確認させたといえる。

この時期の議員の顔ぶれには性別、年齢層、職業などにおいて多様性がみられるのが特徴であり、このことは、統治エリートの出身社会階層を広げることでテクノクラート層の影響力を抑制するという、前述した PDCI の機能を補完するものとして理解できる。憲法上、国民議会は大統領に次ぐ第2位の国権の最高機関であったが、党中央が議長以下全議員の人選をしているのであるから、実質的には PDCI が国権の第2位の機関としての位置を占めたことと同義である。政治的意思決定に関して国民議会は、基本的にウフェ主導で進む決定過程における追認機関にとどまり(Jackson and Rosberg 1982, 147)、まさに「党[PDCIのこと ——引用者注]の延長部分(prolongement)にすぎない」(Médard 1982, 67)存在であった。

しかし、1980年代には党と国民議会の関係は若干変化した。1980年にウフェは、党が抱えるいくつかの問題を解決するために、「党内民主化」を旗印とする諸改革を矢継ぎ早に断行するのだがで、その一環として国民議会議員の選出方法を抜本的に改めた。新たに導入されたのが、全国を100以上の小・中選挙区に分割し、それぞれの選挙区において PDCI 党員であることを条件に複数の立候補を認めるという方式である®。ブラットンとファンデヴァーレの体制類型でいうところの、信任型一党制から競争的一党制への移行である®。新しい制度に基づく1980年の選挙では、81人の現職議員が選挙に臨んだが、再選を果たしたのはわずか29人にすぎなかった。同様の競争的条件のもとで実施された1985年の選挙では、この29人のうち15人しか再選を果たせなかった。1980年代の2回の選挙によって、全国統一リスト制で選出されていた議員120人(1975年時点)のうち、105人が「退場」させられたのである。この競争的選挙は、ウフェが国民・党員のあいだに広がった不満を

利用することによって、党幹部を選別・一新し、党機構に対する統制を強化 させた行動とみることができる(3)。国民議会はもはや「党の延長部分」では なく、党に対する統制機構として活用されたのである。

以上のような1980年代の国民議会選挙の特徴からは、当時の PDCI と有権 者のあいだの関係について2つの点が明らかになる。第1に明らかになるの は、複数の立候補者による競争をとり入れた結果として1970年代までに選出 されていた議員が数多く「退場」したことは、党中央主導で選定されていた 1970年代までの国民議会議員らが、圧倒的多数の支持という選挙結果とは裏 腹に、さほど有権者の支持を得ていなかったことである。信任投票方式で国 民議会選挙が実施されていた1970年代までの時期にも、党中央は名簿作成に あたって出身地域のバランス――コートジボワール政治において一般に「地 政学」(géopolitique)と呼ばれている――をそれなりに考慮してはいたが、 これらの議員の多くは、選挙区という現実の「地元」の信任をほとんど得る ことができなかったといえるだろう。このことは1970年代までの国民議会選 挙のもつ正統化機能が見かけほど大きくはなかったことを意味するだろう。 そのことは同時に、この時代には PDCI が有権者の政治的意見を聴取・集約 する機能(政治的なコミュニケーション機能)を十分に果たしていなかったこ とも意味するだろう
図

第2に明らかになるのは、PDCIと有権者の関係に大きな地方差が存在し たことである。このことは各選挙区レベルでの地元エリートの力関係の確定 度に大きなばらつきがあったことを示唆する。これは各選挙区での立候補と 投票の様子から確認することができる。まず立候補の様子をみると、1980年 選挙では、立候補者が1人しか立たない事実上の信任投票となった選挙区 (5選挙区)もあれば、候補者が乱立――たとえば、3つの選挙区では定数 1のところに10人以上の候補者が立った――した選挙区もあった。平均競争 率は4.6倍と比較的高い。当選に関する様子をみると、全126選挙区のうちほ ぼ半数にあたる66選挙区では,第1回投票で過半数を獲得した候補者がおら ず、第2回投票に持ちこまれた。さらに第2回投票が実施された選挙区のう

ち49選挙区では、最終的な当選者の得票率は50%に満たなかった。当選者のなかでも最も低い得票率は、アボヴィル(Agboville)県アボヴィル準県-アザギエ(Azaguié)選挙区で記録された29.7%である。

最も高い得票率を記録したのは、本章第1節でふれたベディエ(のちの大統領)である。ベディエは1980年に初めて選挙に出馬したが、出身地であるディンボクロ県ダウクロ(Daoukro)選挙区において対立候補なしで、99.3%の投票率、100%の得票率という圧倒的な数字で当選を果たした。投票前の時点でベディエと選挙区の有権者のあいだには強力な関係が構築されていたことを物語る例である。

他方、対立候補が出なかった選挙区がつねに「無風」選挙となったわけではない。アバングル県アバングル選挙区では立候補者がひとりしかいなかったが、投票率(対投票者比)が20.3%に低迷したうえ、無効票は41.7%に達した。事前の候補者の絞り込みに際して、何らかの政治的な遺恨が生じていたことがうかがえる。

投票率についてみると、最低はアビジャン特別市アボボ (Abobo)・コミューン選挙区の13%から、最高は99%台 (前述のベディエの選挙区) まで大きな幅があった。このことは、選挙による代表選出や PDCI 支配に対して強い関心や支持を表明する選挙区と、逆に関心や支持が低い選挙区が混在していたことを意味する。1980年の地方選挙区の復活は、PDCI 党員が具体的な個人として地元で選挙活動を行い支持を獲得するという、20年以上も存在しなかった政治様式の復活であったが、この時点で PDCI に対する有権者の態度は、選挙区によって実に多様な様態をとるに至っていたのである。

第4節 ウフェと統合的革命

1. 多元性に関するウフェの見解

さて以上、ウフェ期の統治階層内の問題を検討してきた。さまざまな条件によって統治を支えられながらウフェは圧倒的な影響力を振るう権力者として君臨した。しかしながら、本章第3節での検討をとおして明らかになったように、唯一党PDCIと有権者のあいだの関係はあまねく強固に確立されていたわけではなかった。このことは統治階層と有権者・国民のあいだに支持=動員関係における一定のゆるみが存在したことを物語っており、それは社会統合をめぐる緊張が潜在していたことを示唆するだろう。その緊張は、第3章で検討した「早すぎた一党化」に随伴する側面として理解できるものであるし、より長期的には多元社会を抱えたコートジボワールの国家形成史に由来する問題といえる。本節ではこのような国家形成史と深くかかわる「統合的革命」の課題に関し、ウフェが抱いていた見解と実際の対応を考察することにしたい。

ウフェはコートジボワールにおける国民統合が問題をはらんだ状態にある ことを独立当初から率直に認め、公式的にも繰り返し言及していた。

「繰り返し指摘されている通り、最近独立を達成したアフリカの国々は国家(états)になったのであり、国民(nations)になったのではない。[中略] コートジボワール国家は存在している。日々着々と機構を整え、国際関係において無視できない役割を果たしている。国境の内側では国民の建設が少しずつ進んでいる。世代を超えたたゆまぬ労苦が年経るほどに刻み込まれるこの壮大な事業は、行きすぎた個別主義や時代錯誤な部族主義を乗り越えることによってのみ可能なのだ。理想と利害をともにするひとつの共同体に属しているという意識を持つこと。何よりもまずイボワール人

であると意識すること。党と政府が指し示す枠組みのなかに自らの努力を差し出すこと。これらこそが、男女を問わずわれわれ各人にとっての崇高な野望であらねばならない。」——1966年8月5日のウフェによる国民向けメッセージの一部⁶⁸⁸。

この演説では、「何よりもまずイボワール人であると意識すること」と表現された国民意識の涵養が、「崇高な野望」であることが言明されている。さらに国民の「建設」が、「世代を超えたたゆまぬ労苦」を要する「壮大な事業」だとする認識も見出せる。

では、30年以上にも及んだ治世のあいだに、この「壮大な事業」がどのように進展したとウフェは考えていたのだろうか。上記の引用から四半世紀近くのちの自らの治世の終焉期で、ウフェは次のように発言している。

「われわれが植民者から継承したのは「国家」(Etat)であって、「国民」 (nation)ではない。国民形成には長い年月を要する。国民統合は10年や20年で実現できるものではない。フランスはそこに到達するまでに数世紀を要した。われわれの場合は彼らより早く実現できるであろうと私は思う。しかしながら、ひとりのバウレ人が自分をバウレ人とみなす前にイボワール人であると意識するまでには、今日まだ至っていない。それはほかの60の民族についても同様である。」 ——1989年9月の大対話集会 (Grand dialogue)でのウフェの発言⁶⁴。

ここでは、1966年の演説で発せられた「何よりもまずイボワール人であると 意識すること」と同じ趣旨のことが若干表現を変えながら繰り返されている が、「今日まだ」そうなるには「至っていない」という認識が明確に示され ている。独立から30年近くを経て発せられたウフェの発言は、国民統合の現 状認識に関して独立当初のものからほとんど変化していないといえる。

以上の発言にもかいまみられることだが、ウフェには、ポスト植民地国家

として背負った人口の多元性という条件を統合や同化を通じて解消しようという発想がほとんどみられない。新興国家におけるナショナリズムは、しばしば「国民の創成」を国家的なイデオロギーとして大々的に掲げ、組織的な注入を図るといった発現形態をとるが、ウフェ期のコートジボワールではそのような動きは顕在的にはみられなかった。むしろ、この問題に関して国民をイデオロギー的に領導しうる立場にあったウフェが公式に示した方向性とは、多元性のなかでの一体性(l'unité)の追究というべきものであった。このことを示す発言を2つ引用したい。

「この国には少なくとも60の部族(tribus)が存在するほか,かなりの規模のマイノリティが国外からやってきており,コートジボワールの名高き歓待の精神(hospitalité)のおかげで,その数は日々さらに増え続けている。心が十分に一体ではないにしても,理性がわれわれに一体であることを要請している。コートジボワールにとってのこの絶好の機会をとらえて申し上げたいが,部族の多数さ(multiplicité)と,この国に住まう外国のエスニック集団の多様さ(diversité)は,コートジボワールにとって不可欠な連帯にとって足枷になっているどころか,むしろ反対に,一体性の酵母として考えられるべきだ。なぜならこの国では,同じ部族やひとつのエスニック集団だけでは,何であれ効果的にものごとを成し遂げることは一切不可能だということを,何人たりともどんな利己主義者であっても痛切に認識しているからである。すなわち,コートジボワールにおいて,われわれは一体であるべく宣告されている(condamnés à l'unité)のである。」

「国家の一体性 (unité nationale) とは、同じ共同体に帰属している、もしくは帰属したいと期待するという、狭隘で受動的な感情 (sentiments) では要約されない。国家の一体性とは、共同の意志 (volonté) である。ともに感じ、とりくみ、建設しようとする一致した意志である。共同の目標

に向かってともに歩み上ろうとし、同じ連帯した理想と希望を友好的に分かち合おうとする一致した意志である。」――1973年12月19日のダカール大学(セネガル)での講演の一部⁵⁰。下線引用者。

とくに第2の引用の冒頭は国民意識についての言及であるが、それだけでは 国家の一体性を確立するのに十分ではないという見解が示されている点が注 目される。「何よりもまずイボワール人であると意識する」ような状況が現 実に成立していない国家において、その意識が持ちうる意義すら相対化して とらえているウフェの姿勢はかなり徹底したものといえる。

2. 外国人の存在と国家の「一体性」

ではこのような姿勢のもとで、具体的にどのような政策がとられたかをつぎにみていきたい。まず1966年にウフェは、コートジボワール在住の外国人に対して、出身国の国籍を保持したままコートジボワール国籍の取得を認めるとする二重国籍法案を議会に提出している(原口1992,135-136)。これにはコートジボワールに多数の移民を送り出している近隣諸国との経済関係の強化が背景にあったとされる(Médard 1982,84)。この法案はとくに公務員や党ポストなどをめぐって外国人と競合することを恐れたコートジボワールのエリート層の強い反対を受け、結局とり下げられた(原口1992,135-136)。ただそれでも、コートジボワールの国籍法は外国人が国籍を獲得することが比較的容易な規定となっている⁶⁵⁷。

もうひとつは、在住外国人に国政選挙での投票権が認められてきたことである。これは国籍法が整備されないまま独立を迎えたという事情を背景に、独立後最初の選挙で認められた外国人投票権が、その後のウフェ統治下で慣例的に継続されたものである(この慣行は、1990年の民主化後最初の選挙まで続けられた)。一党制下における選挙はウフェと PDCI の支配の正統性を内外に示す大規模な動員イベントであったが、そこでの動員対象はコートジボ

ワール国民に限定されなかったわけである。

このようなウフェの姿勢は、コートジボワールの国家建設に必要な労働力 を確保するために移民流入を徹底して促進するというねらいと密接な関係が ある。ウフェが思い描いたこの社会経済モデルにおいては、外国人を含みこ んだコートジボワール社会全体における「一体性」の確保が重要な鍵となる。 いわゆる国民統合に関して国民内部での多元性を問題視しない姿勢は、この こととの兼ね合いで理解することができる。コートジボワール国民のみをと くに念頭に置いて国民内部での統合の促進や連帯の強化を図る言説は、移民 労働者の来訪を阻害しかねないものとして意図的に避けられたのである。

このような公式の受け入れ政策のもとで、コートジボワールへの外国人流 入は持続的に続いた。原口の整理によれば、コートジボワールに在住する外 国人は、1965年に約70万人(総人口400万人の17.5%)、1975年に約170万人(総 人口754万人の22.5%). 1983年には250万人(総人口930万人の26.9%)と着実に 増え続けた。この大半は西アフリカのフランス語圏諸国の出身者であり、そ の内訳を1975年の統計でみると、ブルキナファソ™人が77万4000人(外国人 人口の約46%)、マリ人が35万3000人(同21%)、ギニア人が9万9000人(同6 %) であった (原口 1992, 125-129)。

コートジボワールでは独立以来, コーヒー, ココアの生産拡大策の一環と して、国家が土地に対する上級所有権をもつという前提のもとで、未開墾地 を開拓した者に所有権を与える政策がとられてきたことは序論第1節で述べ た。これによりコーヒー・ココア生産地域に流入した外国人が. 「一定期間. 既存のプランテーションで賃金労働者として雇用されたのち. 一定の原生林 を雇用主から分与され、そこに自らもコーヒー・ココア畑を造成し、その所 有者として自立する道が開かれていた | のであった (原口 1992. 128)。この 制度はコートジボワールへの移民流入を促進する大きな背景要因をなしてお り、事実、周辺諸国からの移民のほぼ半数は農村部に居住し、とりわけブル キナファソ人は農村部居住者の比率は3分の2にも達していた(1975年時点)。 またアフリカ系外国人は、都市のフォーマル部門の労働市場においても1970

年代前半頃まで雇用の3割近くを占めていた(原口1992,130)。外国人が国 民経済の発展にとって重要な役割を果たしていたことは明瞭であった。

ただ全体としてみた場合,これらのアフリカ系外国人は、コートジボワールにおいて「最も搾取されているだけでなく、不平等、悲惨、不正、差別の最初の犠牲者」であったと指摘されている(Médard 1982,84)。農村部において土地資源の希少化が進行し、都市部でも1970年代以降、フォーマル部門労働市場において自国民を優先する政策——イボワール化(ivoirisation)政策——が本格的に実施されたことで、アフリカ系外国人は労働市場において相対的に下層の位置づけへと追いやられる傾向が進展したためである。また植民地期後期以来、コートジボワール国民のあいだで職域確保の要求を背景とした排外主義の動きが間欠的に高揚し、アフリカ系外国人はそのたびに暴力や追放の標的となってきた。

以上のことを念頭に置いてまとめると、二重国籍法案提出にみられるようなウフェの行動にはたしかに国民国家の相対化を先取りした革新的なリベラリストの発想を読みとりうるものの、それはコートジボワール政治の文脈に照らして一面的な解釈のように思える。1960年代前半の党内抗争を乗り切り、堅牢な支配体制をようやく確立したばかりの1960年代後半に、自ら提出した二重国籍法案を国民議会での執拗な反対を前に撤回したウフェの態度には、自らの支配体制の維持を優先した現実主義的な判断が読みとれる。もちろんウフェは国民のあいだに潜在的に根づいている排外主義的な感情に訴えて自らの正統性を強化しようとはしなかった。この点ではウフェはたしかに「寛容」な姿勢をもっていたといえるだろう。しかしその「寛容」さは、議会ならびにそれと不可分の関係にある唯一党を敵に回してまで追求されるほど徹底したものでもなかったのである。

このようにみるとき、結局のところウフェが理想として掲げた「一体性」とは、安定的に維持されたウフェーPDCI体制のもとで、移民労働力に牽引されて経済成長が続くというすでに稼働し始めていた政治経済モデルを、現状肯定的に追認する言説にすぎないようにもみえる。このような分析をふま

えていえば、そこから浮かび上がってくるウフェの姿とは、リベラルな多元 主義者というより、むしろ「豊かで安定したコートジボワール」を最優先す るナショナリスト政治家としてのそれであろう。

このようなウフェ像は先行研究において指摘されてきたコートジボワール におけるナショナリズムに関する指摘とも合致する。ウォーラーステインに よれば、人口の異質性が高いなかで領土をひとつにまとめ、経済発展を持続 させるために植民地期の PDCI は「熱心なナショナリズム」を推進した (Wallerstein 1964a, 130-131)。このナショナリズムのよりどころは、独立を直 前に控えた1950年代にあっては、植民地当局との密接な関係を背景にした 「フランス・アフリカ共同体」の称揚であり、AOF 構成植民地による連邦形 態での独立を呼びかける「ダカール」――端的にはセネガルの独立運動を指 導したサンゴール (Léopord Sédar Senghor) ——に対する反対煽動であったと いう。こうすることによって、PDCI は「国民的感情の焦点 (focus of national feeling) であり続けることができた」(Wallerstein 1964a, 131) とウォーラース テインは分析する。なお. ウォーラーステインが分析の対象としている時期 の PDCI は、ウフェが厳しい党内抗争を行いながら、自らの主導権を固めて いく過程にあった。これら「外」(フランスや他の西アフリカ諸国)との関係 を題材にして推進されたナショナリズムは、党内抗争に勝ち抜くためにウフ ェがとった正統性強化策でもあっただろう。

このような時代背景と照らし合わせると、「一体性」を強調するウフェの国民統合のイデオロギーは、党を挙げてのナショナリズムの推進ならびに党内抗争での勝利の追求と深く関連したものとして理解するのが適切なように思われる。外国人が提供する労働力を潤沢に確保しながら、国民と外国人の対立を顕在化させずにコートジボワールの経済発展を推進し、「豊かで安定したコートジボワール」を実現することには、党内抗争での勝利、国内政治におけるウフェーPDCI優位体制の確立、国際関係における自国のアイデンティティの確立という三位一体の目的が託されていたのであった。

3. コートジボワール国民同士の対立

ナショナリスト政治家としてのウフェの姿勢を確認したことをふまえ、つぎにコートジボワール国民同士の「一体性」がどのように追求されたかを具体的にみていくことにしたい。

メダールは1980年代初頭までのウフェ支配体制の観察から、コートジボワール国民のあいだでの対立構図を、統治階層入りをめぐる世代間の対立と経済政策に由来する地域間対立の2点に整理している(Médard 1982, 81-88)。第1の世代間対立については、おもに本章第1節でみた若手幹部の台頭をめぐるPDCI内の闘争を指しており、「聖職禄をめぐる対立」(conflict over incumbency, Bakary 1997, 70)という表現で呼ぶ研究者もいる。これはウフェの高齢化にともなって必然的に激化していく後継争いの性格も有するものである®。第2の経済政策に由来する地域間対立とは、基本的には、植民地期以来の社会経済的な開発で先行した東南部、やや立ち後れた中西部以西、換金作物生産などの産業に恵まれなかった北部という構図のものである。これに関しては、権力を集中させたウフェの調停力に依存するかたちで、閣僚などの重要ポストを地域間で配分する「地政学」をとおして調整された。また、潤沢な財政資金を投入した地域開発計画の実施、全土にわたる流通インフラの整備、教育・保健サービスの全国的な普及なども、地域間対立が政治対立に転化しないようにする懐柔策として機能したといえる。

したがってこれらの対立構図は、基本的には唯一党の内部に封じこめられ、 究極的にはウフェの権威のもとで調整された。党内抗争に勝利することが国内の「一体性」を確立するうえで重要な意味をもっていたことがここからもわかる。また政党の機能という点からいえば、ウフェが主導権を確立した一党制期の PDCI は、利益配分を通じた政治的エリート間の和解機能を果たし、さらにこれにより、国内の潜在的な対立も調停するという国民統合上の機能も果たしうるものだったといえるだろう。

とはいえ、国内の「一体性」に対する挑戦にウフェがまったく直面しなか ったわけではない。独立前後から最初の10年あまりのあいだにコートジボ ワールでは、特定地域を基盤にした分離主義的な志向を有する政治的組織化 の動きが少なくとも2つみられた。この2つの動きは、それぞれサンウィ (Sanwi) の事件、ゲビエ(Guébié) の事件として知られている。これらの分 離主義的な動きに対するウフェの対応は容赦ないものだった。それぞれ詳し くみていくことにしたい。

サンウィは、コートジボワール南東部のガーナとの隣接地帯に存続してき たアニ民族の王国のひとつである。植民地期の行政区画ではほぼアボワソ管 区に相当する。1958年に発足したフランス第5共和制のもとで、コートジボ ワール植民地はフランス共同体の一部として自治共和国の地位を与えられて いた。コートジボワール共和国からの独立を求めるサンウィの運動が起こっ たのはこの時期である。

サンウィでは、1940年代半ば以降の政治史のなかで、アニ民族を中心に展 開されてきた政治運動が PDCI と敵対し、その結果として政界で非主流化さ れてきたこと(第3章を参照)に対する不満と、コーヒー・ココア栽培の先 進地域として域外から大量の移入民を受け入れたことによりアニの主導性が 脅かされていたことへの危機感が広く共有されていた。そのようななか1959 年には、従来サンウィの属国であったエオティレ(Ehotilé)とのあいだで土 地をめぐる争いが激化し、これに刺激されるかたちでサンウィの自治要求が エスカレートした。アビジャンに本拠地を置くサンウィ友愛共済(Mutualité Amicale du Sanwi) という組織が、1843年に当時のフランス王制とのあいだで 締結された保護領条約⁶⁰を根拠として、フランスに独立の承認を誓願する使 節を派遣したのである。フランス当局がこれを拒絶すると、サンウィの指導 者の一部はガーナに「亡命政府」を設立した。

これがフランス刑法に定める共和国の対外的安全保障に対する侵犯に相当 するとしてフランスに滞在していたサンウィの使節団は逮捕され、コートジ ボワールに引き渡された。コートジボワールでは軍と警察が共同して、サン

ウィ国王をはじめとする412人を逮捕した。翌1960年の裁判で、サンウィ国 王には禁固10年、追放20年、市民権の剥奪を内容とする有罪判決が下された。 その後1969年にも、分離運動の高揚の兆しがみられるとしてコートジボワー ル国軍により介入が行われ、600人あまりが逮捕された。その後1970年代初 めまでにこの運動は沈静化した(Mundt 1987, 117-118; Kipré 2005, 207, 211-212; Zolberg 1969, 289-293; Gbagbo 1983, 71)。

ゲビエの事件は、K・ニャベ(Kragbé Gnagbé)という青年が組織した非合法政党の弾圧に関連して起こった事件である。フランスで政治学を学んで1966年に帰国したニャベは、政党の設立をウフェに直訴し、さらに「バウレ民族は、中央政府との結託のもと、ベテ(Bété)民族の農民の土地を強奪している」という訴えや、ウフェと PDCI を批判する内容が書かれたビラをアビジャン一帯で配布した。翌1967年12月に PDCI 政治局はニャベを精神科病院に収容するのが適当とする判断を下し、逮捕されたニャベは1年間にわたって拘禁された。その後ニャベは1970年10月に、自らが党首を務める「ナショナリスト党」(Parti nationaliste: PANA)という非合法組織を率いて中西部の都市ガニョアの市庁舎や PDCI 支部などを占拠し、自ら起草した憲法を携えて「エブルニア共和国」(République d'Eburnie)の独立宣言を行うという行動に出る。この行為はフランス軍の支援を受けたコートジボワールの憲兵隊・国軍によって鎮圧された。首謀者であるニャベはまもなく逮捕され、翌月に拷問がもととなる傷によって死亡した。

ニャベはベテ民族の下位集団であるゲビエの出身であり、PANAはゲビエのほか、それと近いザビア(Zabia)やパコロ(Paccolo)の人びとから構成されていた(Dozon 1985b, 345; Gadji 2002)。第3章でも言及したが、ガニョア近辺は植民地期からバウレ民族をはじめとする移入民によるコーヒー・ココア農園の開拓が進み、従来から居住していたベテ民族とのあいだに軋轢を抱えてきた地域である。これを背景として独自の政治的組織化が展開されたことも第3章で述べた。ただゲビエ事件全体の真相は十分に明らかにされているとはいい難く、こういった先行する歴史とこの事件のあいだに直接の系譜関

係があるのかどうか、確定的な判断を下すのは難しい個。ただこの事件が、 「PANA | や「エブルニア共和国 | の反乱としてでなく. 「ゲビエ | の事件と 称されてきたことからみて、少なくとも社会的には、民族的な要素を含む事 件として評価されてきたことはたしかである。

これらの2つの事件にはっきりみられるように、ウフェは民族的要素を含 む分離主義的な動きに対して徹底した弾圧を加えた。動員された暴力装置の 非対称性は明瞭である。「何よりもまずイボワール人であると感じること | が実現されるまでに長い時間を要するだろうと突き放した見方を公言する統 治者は、多元性という土壌のもとに当然発生しうる個別的な政治運動に対し ては容赦ない封殺で対応したのである。

アフリカにはまれな政治的安定の代名詞とみなされたウフェ期のコートジ ボワールにおける. いわゆる国民統合をめぐる問題状況を理解するうえで. この点は留意しておくべき点である。もとより多元性が恒常的に存続し、問 題状況がつねに再編されて浮上してくると見立てる統合的革命の観点に立て ば、特定の民族や地域を立脚点とする動きは完全に「解消」されえないもの である。この種の動きが顕在化することは植民地期の一党制成立過程の特質 に照らして当然予想されることであったし、いまみた2つの事件はそれが現 実に現れたものにほかならない。

したがって、ウフェ期のコートジボワールにおける政治的安定を多元社会 における国民統合の「成果」としてみることには慎重であらねばならない。 むしろ力点は、封じこめを政治的に可能にする機構がどのようなものであっ たかという点に置かれなければならないだろう。その機構は、やはり第1に は、フランスの軍事的支援を究極の後ろ盾とするウフェの支配体制が堅固に 構築されたということにあろう。そして第2に、PDCIの一党制が、ウフェ による調停を可能にする権力配分の枠組みとして確立されたことが重要であ ることは間違いない。

むすびに代えて――翳りゆく一党支配

独立からほぼ20年のあいだコートジボワールは、本章で検討してきたウフェーPDCIの堅牢な支配体制の帰結である政治的安定を背景に、コーヒー・ココアに立脚する輸出指向型農業が順調な発展を遂げ、平均年率にしておよそ7%という驚異的な経済成長を実現した(Diomandé 1997, 109)。この「象牙の奇跡」(miracle ivoirien)と呼ばれる時期のあいだ、国内総生産は同期間の人口増加率(2.19倍)を上回って実質で3.3倍に増えた(原口 1986, 26)。一次産品輸出からもたらされる潤沢な租税収入は、公共投資のかたちで国内のインフラ整備に積極的に投下された。発展する最大都市アビジャンの摩天楼から連想した「アフリカのマンハッタン」、急速な経済成長から連想した「黒い日本」といった、この時期のコートジボワールに与えられた数々の異名は、「政治的安定と経済的発展の代名詞」たるコートジボワール像を如実に物語るものである。

しかしウフェーPDCIの支配体制は1980年代から1990年代にかけて2つの深刻な打撃をこうむった。ひとつは経済危機であり、もうひとつはフランスの対アフリカ外交方針の変更である。まず1978年のココアの国際価格の暴落を契機とした経済危機は、国家の財政危機を惹起し、累積債務問題を深刻化させることで、国家機構に寄生した「パトロン」――ウフェならびにパトロネージ網の「セグメント」の小ボスたち――のパトロネージ資源を著しく枯渇させた。入念に張り巡らされてきたパトロネージ・ネットワークはその範囲を極度に縮小せざるをえなくなったとみられる。

前述したとおりウフェは、1960年代初めの粛清によって個人支配の礎石を築いたが、その体制は1993年の死去まで必ずしも安穏と継続してきたわけではなかった。経済危機に先立つ1977年からウフェは党内の人事引き締めに乗り出していた。本章で述べてきたとおり、党内引き締めは1980年からの一党制下での競争的選挙の導入や党機構改革などのかたちで繰り返し行われるが、

この1977年頃からウフェの政治的パトロネージが弛緩を始めていたことが指 摘されている(Fauré 1993, 69-73)。党・国家の官僚機構と経済の発展基調に 翳りがみえ始め、提供できる政治的ポストも不足し始めたこの時期に、従来 から潜在していた党内の世代間対立やウフェ後の後継者の座をめぐる派閥対 立が激化するようになった。これをフォーレは「家産制の爆発 (explosion) | と表現している(Fauré 1993, 69)。 懐柔資源が不足する傾向はこの頃からみ られたことになるが、1980年代の経済危機はこの資源不足にさらに拍車をか けたのである。

第2のフランスの外交方針の変更は、とりわけ軍事的支援に関することが 重要である。フランスがアフリカの旧植民地諸国との特別な関係を修正して. いわゆる政治的コンディショナリティの考え方を公式に採用したのは1990年 6月のラボール(La Baule)での仏語圏諸国サミットでのことであったこと は広く知られている。同サミットでの「ラボール宣言」は、今後アフリカ諸 国に対するフランスの支援は「民主化支援」という方針に沿って実施される ことになるというマニフェストであった。

加えてコートジボワールの政権は、このサミットに先立って発生したある 事件をとおして重大なメッセージをフランスから受け取っていた。その事件 とは、1990年5月14日から16日にかけて国内各所で発生した、待遇改善を求 める国軍の下級軍人の反乱である。アビジャンでは50人あまりの兵士が国際 空港の管制室に立てこもり、別の一団はテレビ局を占拠した。政府は事態収 拾のため駐留フランス軍に出動を依頼したが、フランス側はこれを拒否した のである^(g)。政権はこの事件に大きな衝撃を受けた^(g)。フランス側が介入要 請を拒否したということは、脱植民地化以来続けられてきた親仏政権の支援 という一大方針をフランスが放棄し始めていることの明確な表れであり、ウ フェ政権が直接軍事的に打倒される危機が高まったということを意味したか らである。

一党期の堅牢な支配を支えた基本的な条件がこのように大きく失われてい くなかで、コートジボワールは、民主化とウフェの死というさらに大きな変 化が待ち受ける1990年代に入っていくこととなる。

〔注〕—

- (1) コートジボワールは正式独立前の1959年3月26日に最初の憲法が制定されており、これを「第1憲法」、共和国として完全独立を遂げたあとの1960年11月3日に制定された憲法を「第2憲法」と呼ぶ研究者もいる (Bois de Gaudusson et als. 1997, 260)。ただし本研究では、2000年7月に民政移管のために制定された憲法が一般に「第2共和制憲法」と呼ばれることから、これとの対応をとって、1960年11月3日に制定された憲法を「第1共和制憲法」と呼ぶこととする。
- (2) 第1共和制憲法第7条は、複数形で表記される「政党および政治集団」 (partis et groupements politiques) が「選挙によって競い合う」ことを明記している。つまり、PDCIの一党制は憲法によって規定されたものではない。
- (3) これらの選挙結果については、本章第3節を参照。
- (4) 新家産制という概念はきわめて包括的なものであるため、より精密な分析概念を模索するねらいから、ジョゼフ(Richard Joseph)の提唱する「聖職禄政治」(prebendal politics)や、バヤール(Jean-François Bayart)の提唱する「口腹の欲をめぐる政治」(politics of the belly)など、射程と焦点を修正した類縁概念がさまざまに提起されている。ただここでは、こういった類縁概念の異同や分析上の有効性と限界といった理論的な問題に立ち入ることはしない。これらの類縁概念に関する議論の整理としては遠藤(2000, 11)およびMédard(1991, 328-331)が詳しい。
- (5) このようなとらえ方は、1990年代のアフリカの民主化論における新家産制のとらえ方と、着目点において共通したものである(たとえば、Bratton and van de Walle (1997, 62))。
- (6) Mundt (1997, 185)。粛清については Gbagbo (1983, 32-52) に詳細な記述がある。
- (7) これら 4 人はいずれも1966年に初入閣を果たし、1977年に解任されるまで引き続きこれら重要ポストを占めていた。入閣当時ベディエは弱冠32歳で、独立後に政官界入りしたいわゆる「第2世代」(Toungara (1995) は植民地期からの古参党員世代と対比してこう呼んでいる)の筆頭株であった。ほかの3人も「第2世代」である。
- (8) いくつかの例を挙げると、ベディエは1958年にフランスのポワチエ大学で経済学の高等教育免状(DES,大学教育5年修了の免状)を取得したのち、家族手当基金の局長、フランス外務省研修生、駐米フランス大使館嘱託コンセイエを経て、1960年の独立と同時に初代駐米コートジボワール大使となっ

た(この時27歳)。本文でふれたウシェールは、ボルドー大学、ポワチエ大学 で学び、弁護士資格を取得したのち、フランス共和国上院議長府付き副大臣、 コートジボワール国民議会副議長. 家族手当基金副理事長を経て. 国連大使 となった。このほかにも、フランスでの生物学の教授資格(アグレガシオン) をもつ P·Y·アコト (Paul Yao Akoto)、獣医学の国家博士号をもつ B·ケイ タ (Balla Keïta), 歴史学国家博士号をもつ P・キプレ (Pierre Kipré), 財政学 国家博士号をもつ M・K・クムエ (Moïse Koffi Koumoué) など、ウフェ期の 閣僚には高位の学位をもつ者が数多くみられる。

- (9) 独立後のコートジボワールの地方行政は、県(département) と準県(souspréfecture) の2階層で構成されていた。1961年に県-準県制が導入された当 時は4県100準県の編成だったが、その後細分化が進展した。1991年には県の 上位単位としてレジオン (région) が設定されてレジオン - 県 - 準県の 3 階層 制となり、それぞれの数は、2002年にはレジオンが19、県が56、準県が238ま で増加している。この点の詳細は Sato dir. (2003b) を参照。
- (10) PDCI の人事構造は Médard (1982, 64-71) に詳しい。また国会議員につい て補足すれば、1975年までの選挙は有権者が個々の候補者に対して投票する かたちではなく、全国の全議席を一括したリストに対して投票する方式で行 われた(表4-1参照)。選挙区民と選挙区選出の国民議会議員の関係は間接化 されていたといえる。
- (11) もちろん、コートジボワールにも地域対立の構図は存在しており、政治活 動とも一定の関係をもっている。ただ、他民族排斥の思想を内包した連邦主 義が選挙戦で公に主張されるという,ケニアのマジンボイズム (majimboism) に類する事例がコートジボワールではほとんどみられなかったことを考える と、コートジボワールにおける「地域主義」は、政治的イデオロギーとして も政治勢力としてもそれほど明確に形成されてこなかったと評価できる。マ ジンボイズムについては津田(2003)に詳しい。
- (12) その意味で彼らには、オッタウェイのいう「埋め込まれていないエリート」 (non-embedded elites) という性格を認めることができよう (Ottaway 2003, 180-184)
- (13) すでにふれた1963年の粛清のほか、独立直前期の党の主導権争いのなかで、 ウフェに邪術をかけたとの嫌疑により腹心のJ・B・モケイらが公職を追われ た、いわゆる「黒猫の陰謀」がよく知られている(この呼び名は、ウフェの 私邸に、牛の角をくわえた黒猫の頭部が置かれていたとされることによる)。 モケイは当時務めていた副首相兼内相、フランス共同体上院議員などの職か ら解任され、大使としてテルアビブに追いやられた(Gbagbo 1983. 30-32)。
- (4) モケイら古参党員以外では、37歳で粛清の対象となったのち1970年に党政 治局員として再登用された C・B・ドンワイ (Charles Bouza Donwahi) の例が

ある。

- (15) コートジボワールの教育部門への支出は同時代のアフリカ諸国のなかで突出して高水準であった (Den Tuinder 1978, 281-283)。
- (16) 1950年代末から1960年代初めにかけての PDCI 内での激しい粛清のほか, 小 説家アマドゥ・クルマ (Ahmadou Kourouma) の例がよく知られている (真島 2003, 350)。
- (17) たとえば、ジャクソンらの研究(Jackson and Rosberg 1982)で「暴君」(tyrant)と類型化されるウガンダのアミン(Idi Amin Dada)、赤道ギニアのンゲマ(Francisco Macias Nguema)、中央アフリカのボカサ(Jean-Bédel Bokassa)などがよく知られている。
- (18) コートジボワールとフランスのあいだには独立と同時に2国間防衛協定が 締結されている。
- (19) 1970年代から国軍将校が県知事, 準県知事に任命される例が増えた (Kieffer 2000, 30-31)。
- 20) 親仏政権の代表例であるウフェ政権がフランスからさまざまな政治的支援を受けていたことは広く知られているが、政治体制に関する研究ではこの点はあまり明示的には論じられてこなかった。たとえば、すでに頻繁に引用した Jackson and Rosberg(1982)と Médard(1982)ではウフェの支配体制におけるフランスの役割について一切言及がない。
- (21) 「フランサフリック」とは「癒着と腐敗をつうじて、ほとんど抜きさしならないほど一体化したフランスとアフリカ」(大野 2003, 513) を指す造語で、ヴェルシャヴの告発書によって広く知られるようになった(ヴェルシャヴ 2003)。
- (22) これには、国家元首であるウフェが長期の外遊で国を不在にすることが多かったという事情も背景にあろう。
- 23) 権限や構造において重複した2系列が存在することにこそ意味があるという点に関して、メダールは行政組織論でいわれる「冗長性」(redondance)という言葉も使って強調している。このメダールの観点は、行政機構と政党組織の「融合」や優劣関係などに関心を寄せてきた「政党国家」(party-state)論(たとえば、Zolberg(1966))の関心とはやや異なるものである。メダールは既存の「政党国家」論の研究視角が、政党機能論やマルクス・レーニン主義国家における一党制モデルなどに依存したものであることに注意を促し、これだけがアフリカの政党をみる視角とは限らないということを暗に示唆している(Médard 1982, 64)。
- 24 1960年から1975年までの4回の選挙におけるウフェの得票率は,登録有権者比で98.8%,99.6%,99.2%,99.8%に達し,同様に国民議会選挙でのPDCI名簿の得票率も95.5%,99.3%,98.9%,99.2%であった。

- (25) このことにはまた、国民統合のシンボルとしての機能を担わせる意図もこ められていたであろう。
- 26) この点は、一党制が憲法に明文化されることのなかったコートジボワール ならではの制度のあり方として注目される。ウフェは1965年に党内における 正式の肩書きとして「名誉党首」を名乗り、実質的な党務をナンバーツーで あるP・ヤセ幹事長に譲った。ヤセは以後、国民議会議長を兼任した。憲法 では、国民議会議長は大統領空位時(死亡など)の大統領代行の指名権をも ち、国民議会議員のなかから暫定大統領を指名し、そののちに選挙を実施す るという規定になっていた。1975年の憲法改正では、国民議会議長が自動的 に後任大統領に就任するという規定に変更された。なお、第1共和制憲法に おける大統領空位時の規定に関しては、次の注27のほか、第5章でもさらに 詳しくふれる。
- (27) この頃までに PDCI では、高齢化するウフェの後継の座をめぐる党内権力闘 争が激化していたほか、老人支配に対する若手幹部の不満の高まりや、一部 の幹部の腐敗に対する国民の不満などの問題に直面していた。これに対する ウフェの対応は次のとおりである。①後継の最有力者とみなされていたヤセ 幹事長の更迭(党内抗争の沈静化)。②ウフェ自ら正式の党首に就任し、政治 局を縮小(ウフェによる党支配の強化). ③大統領後継に関する憲法の規定を 事実上空文化(国民議会議長が自動的に大統領代行になる条文を廃止し、代 わって、副大統領ポストを創設。ただ、副大統領は指名されず空席のままに された). ④党の準県支部幹事長を中央の指名制から支部党員による直接選挙 制に変更、⑤本文で述べる国民議会における競争的選挙の導入、である。
- 28) この時の改革で設置された小・中選挙区は、基本的にひとつまたは複数の 準県によって構成されている。また人口規模の大きい都市では、都市行政区 であるコミューンが単独で選挙区を構成した。コミューン制は準県首府レベ ルの地方都市で施行されたほか、県と同格の特別行政区であったアビジャン 特別市(Ville d'Abidian)においても施行されていた(アビジャン特別市は複 数のコミューンに下位区分されていた)。準県とコミューンを基本単位とする 選挙区設定は現在も採用されている。なお以下の章も含め本研究では、選挙 区を次のように表記する。①必ず県・特別市名を記載する。②コミューンが 単独で選挙区を構成する場合は「○○・コミューン選挙区 | とする(例:ア ビジャン特別市アボボ・コミューン選挙区)。③コミューンが独自の選挙区と なった結果、準県のコミューン以外の地域が選挙区を構成した場合は「○○ 準県選挙区 | とする(例:ガニョア県ガニョア準県選挙区)。④コミューンを 含めた準県が選挙区を構成した場合は「○○選挙区 | とする(例:ディンボ クロ県ダウクロ選挙区). ⑤複数の準県から構成される場合は準県名をハイフ ンでつなぐ (例:スーブレ県スーブレーグランザトリ選挙区)。

- 29 ブラットンらの整理によれば、1989年の時点で一党制の枠内での競争的選挙方式を採用していた国は、コートジボワールのほかにザンビア、マラウイ、カメルーンなどがあり、合計で13カ国に上る。他方、信任型の一党制を採用していた国はガボンなど16カ国である(Bratton and van de Walle 1997, 79)。
- (30) 表4-1にも記したとおり、1980年の選挙は、第1回投票で過半数を得票した者がいない場合は全候補参加による第2回投票を実施するという2回投票制で行われたが、1985年には第1回投票で相対多数得票者が当選するというかたちに改められた。また、1980年の選挙時にみられたような選挙区での政治対立を防止するために、事前審査による立候補者の絞りこみや、選挙関連情報の統制などが行われた。1980年選挙の過熱ぶりについてはBayart(1989、264-266)を参照のこと。
- (31) 55%の準県で支部幹事長の交代をもたらした準県支部幹事長の直接選挙もまた同様の意図と期待される効果に則ったものとみることができる。
- (32) たとえば、1980年の国民議会選挙の投票率(登録有権者数に対する投票者数)は42.6%に低下している。この年から初めて別日程で実施された大統領選挙での投票率は若干の低下がみられるが、82.3%と引き続き高水準にあった。PDCIに対する有権者の信任度がそれほど高くなかったという事実が、同日選挙によってみえなくされていたといえる。
- 33 Les Nouvelles Editions Africaines (1975, 129) より, 筆者訳出。
- (34) 原口(1996.122)より引用。一部表現を改変。
- 35) Les Nouvelles Editions Africaines (1975, 142) より、筆者訳出。
- 36) Les Nouvelles Editions Africaines (1975, 130) より、筆者訳出。
- (37) 現行のコートジボワールの国籍法は、1961年12月14日制定の第61-415法(1972年12月21日制定の第72-852法にて一部修正)である。両親の一方がコートジボワール国籍保有者であれば、出生地を問わず、婚外子でも出生時に国籍が付与される。コートジボワール国籍保有者と結婚した外国人女性は、結婚と同時に国籍を付与される。コートジボワールに恒常的な住所を有する者は、在住5年以上で帰化申請が認められる。帰化申請に際しての在住期間の条件は、コートジボワール国籍をもつ女性と結婚した外国人男性については2年に短縮され、また、親が新たにコートジボワール国籍を取得した場合、その未成年の子どもは在住期間に関係なく帰化申請が認められる。なお、無国籍者へのコートジボワール国籍取得に関する特例措置法が2013年8月に制定されている。
- (38) 旧名オートボルタ。1960年に独立したオートボルタは、1984年に国名を現 国名であるブルキナファソに変更した。本研究では煩雑さを避けるため、独 立以後については「ブルキナファソ」で統一する。
- (39) PDCI内でのウフェの後継争いは、ウフェが公称70歳代に入った1970年代半

ば頃から激化していった。なお、ウフェの生年月日は公式には1905年10月18 日とされているが、当時のアフリカ人教育の実状に照らして、1910年(公式 には5歳ということになる)の小学校入学は早すぎることを根拠に、実際の 生年は1899~1900年頃ではないかとする指摘がある(Diallo 1993, 22-23)。

- (40) 1843年7月4日に締結されたこの保護領条約は、フランスが今日のコート ジボワールにあたる地域の人びととのあいだで締結したもののなかでも最も 早い時期のもののひとつである。ただこの条約には、「サンウィ」という固有 名詞は一切登場していない。条約の本文 (Amon d'Aby (1951, 169-171) に採 録)では、沿岸部の地名である「アッシニ」(Assinie)の「王、諸首長、人民」 が現地側の締結主体として明記されている (第1条) が、それがいかなる地 理的・人的な範囲に該当するのか、また、現地側代表として名前を残してい る2人の人物がどのような範囲の集団を代表していたかは実ははっきりして いない (原口 1996.54)。とはいえ、19世紀の末には、おそらくこの保護領条 約を根拠として、「クリンジャボ(Krindiabo)の王(roi)」(クリンジャボはア ッシニ地域の一村の名前)が当時のコートジボワール植民地の現地人首長の なかでも最も高額の年金・秩禄を受けとっていたとの記録があるという (Amon d'Aby 1951, 198)。クリンジャボはサンウィの「首都」としてしばしば 言及される村であるから(たとえば、Mundt (1987, 117)), これを根拠に, 1843年条約の締結主体が後のサンウィに相当する政体・人間集団であったと 推定すること自体は可能である。むろんコートジボワールに限らず、植民地 化されたアフリカ全体において、植民地勢力との接触とそれ以後の行政介入 が民族と呼ばれる集団の構築に大きな影響を与えたという一般状況を考える と、1843年当時からサンウィという集団主体が存在したと無批判に考えるこ とは必ずしも適切ではない。
- (41) ゲビエ事件はしばしば「ガニョアの虐殺」(massacre de Gagnoa) とも称さ れ、PANA 活動家に対する追及の過程で3000~4000人の死者が出たことが長ら く語られてきた。ただ最近になって、死者は数十人にとどまるとの見解が Gadji (2002) によって提起されており、これに同意する研究者もいる (Kipré 2005, 212)。ゲビエの事件は2001年の国民和解フォーラム(第6章参照)の最 終勧告で言及されるなど、一党制期の歴史の見直しを象徴する事件であるが、 それだけに政治的な思惑によって強く左右されかねない性格を有することは 避けられない。なお Gadji (2002) は、バボ政権誕生後に政権の影響力下にあ る出版社から刊行された書籍で、著者自身がゲビエの出身だという。ちなみ にバボ自身は、民主化以前の政府批判活動のなかで、ウフェ政権の強権支配 を物語る例としてゲビエ事件の残虐性を強調してきた(Gbagbo 1983, 86)。仮 に Gadji (2002) が政権の意向のもとに刊行されたのだとしたら、ゲビエ事件 に対するバボの評価に変化がみられるという読みも成り立つが、それがどの

ような論理に基づくのものなのかはいまのところ判断しがたい。

- (42) フランス軍は事情確認のために1名の将校を現地に派遣したにとどまった。 最終的にこの事件は、政府側が翌月からの給与増額と手当拡充を約束したことで終結した。
- (43) 政権の衝撃ぶりは参謀総長・参謀副総長の解任 (事件の翌月) に表れている。